

民族共同体と法（四）

—NATIONALSOZIALISMUS あるいは「法」なき支配体制—

南 利 明

はじめに

第一章 民族共同体の建設——「あらゆるドイツ人、一人一人をわれわれの理想に合致した鑄型に入れて鑄直す」

一 戦いの第二段階

- (一) 民族の内面的墮落
- (二) 民族とは何か
- (三) ドイツ民族統一のための戦い

二 運命共同体の建設 I

- (一) ナチズムとは「世界観」である
 - (二) 課題としての民族の精神的意思的統一の再建
 - (三) 共同世界の溶解作業とグライヒシャルトゥング（『法経研究』第二七卷第三号）
- 四 党による全体教育
- (五) 青少年に対する教育（『法経研究』第三七卷第四号）
 - (六) 成人に対する教育（『法経研究』第三八卷第一・二号）
 - (七) 行進する縦隊としての民族共同体と民族同胞（本号）

(七) 行進する縦隊としての民族共同体と民族同胞

大衆集会には、それがいかなる規模のものであれ、林立する旗と耳を聳せんばかりの音楽、演説、それに何よりも隊伍を整えた「行進」がつきものであった。ナチスが当初から、行進がドイツ民族の心情に及ぼす影響を十分に承知し、それを徹底的に利用したことは、SA最高指導者プエツファー・フォン・ザロモンの『SAと公衆（宣伝）』と題する一九二六年一月三日付の文書からも明らかである。「SAが公衆の面前で繰り広げる一団となった行進は、同時にもっとも強力な宣伝の一つの形式となる。心身ともに均整がとれ、よく訓練され、あくなき戦意が表にあらわれた男たちの集団が行進する光景は、ドイツ人すべてに対し強い印象を植えつけ、書物や言葉、論理よりもはるかに強い説得力を有し、人々の心を奪いとるメッセージとなって彼らの心の中に送り込まれるのだ。」⁽¹⁾

このザロモンの認識にまちがいはなかった。一月三〇日の松明行列の夜、「その流れに身を投じ身を委ねよう」との衝動に駆られたマッシュマン⁽²⁾だけではない。後にナチスへの抵抗の故に大逆罪に問われることになるシヨル兄妹も例外ではなかった。「腕を組み隊伍を整えて行進する青少年の姿、その翻る旗や前方を直視する眼差、太鼓の響きと歌声、それらが私たちを言しようもない力でひきつけひきさらったのです」と姉インゲは『白バラ』の中で書いている、「これこそは何か圧倒的なものではなかったでしょうか。この共同体こそは。それ故、私たちみんな、ハンスもゾフィーもその他みんながヒトラーユーゲントに加入したことは何の不思議もなかったのです。私たちは身も心も奪われていました。」⁽³⁾むろん行進は外部に対するメッセージに終わるものではなかった。ウザーデルはいう、「見渡す限りの灰緑色の部隊の一兵士として行進を行ったものは、この行進のもつリズムによって、自分が偉大な共同体の一分肢となったのだとの感覚に否応なく襲われたものである。」そのとき、隊員の一人となって行進することに、何らの「苦痛」も、また「自由の欠乏」も感じられなかったという。「われわれはもはやわれわれ自身ではなかった。むしろ部隊そのものであったのだ。」⁽⁴⁾

たしかに行進は、ドイツ人を熱狂の渦に巻き込み、その中で彼らの思考と理性を麻痺させ、個性を抹殺する「一種の魔術的儀式」に他ならなかった。⁽⁵⁾ その限り、行進はナチスの民族教育のもっとも有効な手段の一つとして位置づけられるべきものであったのだ。しかし、ナチスの指導部にとって行進のもつ意義は、明らかにそれにとどまるものではなかった。「われわれが共同体というものを頭に思い描くとき、いつもわれわれの耳の中には、行進する縦隊の足音が響いてくる」⁽⁶⁾ とのウザーデルの言葉にあるように、隊列を組んだ行進は、とりわけそれがもつ視覚的イメージの故に、彼らの頭の中で「民族共同体」そのものとぴたりと重ね合わせられていたのである。事実、行進のもつイメージ以上に、民族共同体というものをわかりやすく説明する比喩は他になかったであろう。⁽⁷⁾ 何千、何万あるいは何十万もの、それぞれに職業も出自も異なる人間が、同じ制服に身を包み、指導者の命令の下、一糸乱れず、同じ決意、同じ意識をもち、同じ目標へ向けて休むことなく同一の歩調をとって行進するその姿は、まさしくナチスがその実現をめざした「運命共同体」そのものであったのだから。それだけではない。この行進は、ドイツ民族の「種 (Art)」に即し、根拠づけられた、ドイツ民族に固有の「生存の意味であり目的」⁽⁸⁾ でもあるとみなされた。フライスラーはいう、「われわれドイツ人は縦隊をつくって行進する。兵士としてわれわれは前方を凝視する。そこにわれわれは一人の人間、われわれの指導者を見い出す。彼が命ずるところへわれわれは行進する。それがわれわれドイツ人の種に適ったことなのだ。」⁽⁹⁾

「行進する縦隊」としての民族共同体の登場は、当然のことながら、ドイツ民族構成員の一人一人の社会的・法的地位に根本的な変化を与えずにはおこななかった。かつての自由主義的個人主義的市民社会は、「自己自身の上に立脚する独立の個人人格」を、社会構成の出発点においていた。そこでは、個々人の現存在の一部のみが直接公的な社会生活に関与するだけであり、それ以外は、そのことが第三者に対し危害を加えるものでない限り、それぞれに自己に固有の生活を自由に営み、自己に固有の目標あるいは利益を自由に追求することが許されていた。いわゆる“Staatsfreieraum”の承認が

それである。市民社会は、国家から自由なこの個人の領域を、一部は憲法による「基本権」の宣言という形で、また一部は個人の私的生活への干渉を、市民の代表機関が制定する法律の許可にもとづいてのみ可能ならしめることによって保障しようとした。その限り、個人人格は「公権 (subjektive öffentliche Recht)」の所有者として、「国家から独立し、国家に対立する現存在」としてとらえられていた。それに対して、ナチズムの共同体思想は、共同体に根ざし、共同体の中に現存在のすべてを組み込まれた「共同体人格」から出発する。個々人は、独立の人格としてではなく、共同体の精神と生を共に担う「共同体の分枝」、「民族の同胞」としてのみ存在を許される⁽¹⁰⁾。ここでは、彼らの存在と生活の一切は、共同体の最終目標に定位され、共同体の運命と不可分に結ばれ、共同体への奉仕としてのみ意義あるものとなる。その限り、「共同体から自由な個人の領域」といったものを限定する必要性も、また可能性も存在しない。当然そこから生まれるはずの「不可侵の基本権」といったものも存在理由を失う⁽¹¹⁾。それが、「現存在の生存の幅と深みの全体を支配」しようとするナチズムの世界観のもつ全体性の帰結であったのだ。

共同体思想から由来するまったく新たなこうした観念の具体的表現をチューリンゲン上級行政裁判所の一九三六年三月四日の判決の中に見い出すことが可能である。医療器具の清浄と殺菌を怠り民族同胞の健康を危殆ならしめたとされた歯科医師に対する営業停止命令をめぐって争われた事案に関し、裁判所は、警察による介入はただ安全・衛生等の観点からなされる「事態の改善要求」に限られ、営業活動そのものの「禁止」は認められえないとする従来の学説・判例の見解を否定、今日、もはや「営業の自由を国家に対する不可侵の個人の基本権としてとらえることは許されない」との立場をはっきりと打ち出した。即ち、「それ〔営業の自由〕は、諸々の義務と結びついた経営者の共同体内での法的身分 (Rechtsstellung) をあらわすものである。かかる法的身分は、ドイツ経済生活の全体秩序への適合という経営者に課せられた義務に即して制限され統制されている。すべての民族同胞は、自らの行動に際して、民族及びライヒに対し、何

らの危害も加えることのないよう配慮しなければならない。共同の福利を斟酌すべきこの義務は、今日、個々の民族同胞の有するあらゆる権能 (Berechtigung) に内在するものである。⁽¹²⁾「この判決の中に、共同体における「権利」の性格が端的に表現されているといえよう。それは、個々人が独立の人格として国家ないしは共同体に対し有する「主観的意思の力」といったものでもなければ、あるいはまた、義務と対立し区別されるものでもなかった。法律上歯科医師に認められた「営業の自由」の権利は、民族同胞の健康を維持し、そのことにより民族共同体の財貨を発展させるという、共同体の分枝であることから当然に生ずる「義務」を果たすため、そしてその限りにおいて、共同体から委託された権利、より正確には判決の文言にあるように「権能」にすぎないものであった。それは、「監護権」や「財産権」等いわゆる「私権 (subjektive private Recht)」についても同様であった。それらもまた、「ドイツの未来のための戦士」としての子供の肉体的精神的道徳的能力を高め、あるいは民族の細胞としての家族を扶養すべく共同体から委託された権利、即ち、「権能」でしかなかったのである。⁽¹³⁾ 権能の所有者は、権能の行使に際し、常に「共同体における民族同胞の健全かつ有益な共同生活に適合するよう配慮」しなければならず、その行使の是非は、「すべての権能に同時に包含されている義務をその所有者が果たすか否かにかかっていた。⁽¹⁴⁾」したがって、彼らが自らの課題を果たそうとしない以上、先の判決に見られたように、権能の剥奪は当然の結果に他ならなかった。ロイスが明確に規定したように、権能の所有者は元々「民族共同体」それ自体であり、個々の民族同胞はその「受託者」、「管理者」にすぎなかったのだから。⁽¹⁵⁾ その限り、権能は「それ自体既に共同体に対する義務」であったといえよう。⁽¹⁶⁾

権利に代わって「義務」が共同体における民族同胞の法的身分を全面的に規定する。しかし、民族同胞が、共同体の中であれこれの義務を負うというのは必ずしも正確ではない。むしろ、クルーゲとクリューガーがいうように、民族同胞であることそれ自体が、「一つの課題であり義務であった」のだ。⁽¹⁷⁾ 「自分自身のためだけに過ごせる時間というものは誰にも

存在しない」とのヒトラーの言葉に端的に表現されているように、「子供の時に始まって運動の老戦士となって終わるまで」、一人一人の生涯は、常に、そして至る所で、民族への奉仕でもって貫かれなければならなかった。⁽¹⁸⁾ ヒトラーユーゲント奉仕、労働奉仕、国防奉仕が民族同胞の三大奉仕義務であった。むろんこれだけに限られはしない。いついかなる場合であれ、「民族へ奉仕し、民族へ奉仕すべく準備を整えること」が民族同胞の基本的義務とみなされた。⁽¹⁹⁾ 一切の行動は、それがどんなに些細なものであれ、民族の最終目標へと定位され、「それといささかも矛盾することなく、その利益のためになされねばならない。」⁽²⁰⁾ その意味で、民族共同体は、フォルストフの言葉にあるように、すべての民族同胞が最終目標実現のため「全体的義務」を引き受け、あらゆることにおいて民族の運命に対し責任をもつ「全体的責任」の共同体であったのだ。⁽²¹⁾ 全体的責任は、当然のごとく「全体的犠牲」を要求する。⁽²²⁾ そのため捧げられる犠牲は、それがいかなるものであれ、「共同体にとって大きすぎるということとは決してない。」⁽²³⁾ ヒトラーはそのようにいう。それというのも、民族同胞はすべて共同体の運命と不可分に結ばれ、共同体の存在なしにはまったく意味のないものになってしまうのだから。彼らはただ「ドイツ民族の偉大な事業への奉仕者」としてのみ存在意義をもつ。⁽²⁴⁾ それ故、いかなる場合であれ、個人の存在は「民族の要求を前にして退か」ねばならない。⁽²⁵⁾ 「民族全体が生きていることさえできれば、汝が生きていることなど必要ではない。」⁽²⁶⁾ これはフライスラーの言葉であった。あるいはフリックはいう、「共同体が問題となる場合、個人の存在は何ら尊重するに値いしないものとなる。」⁽²⁷⁾ SSの新入隊員の宣誓式において、ヒトラーはそのことをより直截的な言葉でもって表現してみせた、即ち、「民族がすべてであり、個人は無である。」⁽²⁸⁾ それが共同体のすべての構成成分を拘束する“kategorische Imperativ”⁽²⁹⁾ であったのだ。

たしかに、「ドイツ民族共同体は単なる言葉、スローガン以上のもの」であったといわねばならない。それは「神聖な義務」であり、「この義務のためにすべての者は、必要とあらばいついかなる場合であれ、自らの生命を犠牲に捧げうる

ものとならねばならなかった⁽³⁰⁾」のだから。やがて一九三九年九月一日の宣戦布告が、そして同日そのことを報告する国会でのヒトラーの演説が、ドイツ民族のすべてに対し、「口先だけの信仰告白では事がすまない」⁽³¹⁾ことをはっきりと思い知らせることになる。即ち、「私が今ドイツ民族に対し、全体的犠牲を要求するのは、私にそうするだけの権利があるからなのだ。私が常に私の生命を民族とドイツのために喜んで捧げてきたように、私はドイツ民族全体に対しても同じことを要求する。われわれが生きるかどうかはまったくどうでもよいことだ。必要なことは、われわれの民族、ドイツが生き残るということである。与えられたすべての持ち場で、諸君が自らの義務を果たすことを期待する。」⁽³²⁾これは単なる道徳的要請ではなかった。三日後の『戦時経済命令』⁽³³⁾は前文において次のように規定する、「祖国の国境の保全は、ドイツ民族同胞すべてに対し最大の犠牲を要求する。そのために、すべての民族同胞が、自らのもつ力と手段の一切を民族とライヒの用に供することは自明の義務である。」もはや疑問の余地はなかった。民族共同体は、法律の上からも、文字通り、「犠牲共同体」となることを要求されたのだ。「〔犠牲共同体となった〕その時はじめて」とヒトラーはいう、「〔地球支配をめぐる諸民族との戦いにおいて〕神の加護がわれわれに与えられることを期待しうるであろう。」⁽³⁴⁾

ところで、権利が共同体の中でその性格を大きく変えたように、民族への奉仕義務もまた、その起源と性格において、従来の義務とは大きく異なるものであった。かつての個人主義の時代、個人が国家に対して負う義務は、いかなるものであれ、その存在と内容が、法律、あるいはそれに準ずる命令・規則によって予め規定される必要があると考えられていた。法令の定めがない限り、国家は個人に対していかなる義務も課することはできなかった。それが“Staatsfreierraum”の承認の当然の帰結であったことはいうまでもない。さらに同時に、義務の履行は常に外部からの「強制」によって裏打ちされなければならなかった。それというのも、義務を決定する者と履行する者との間に、世界観の共有関係の存在が前提されていたわけではなかったのだから。そこでは、義務とは、「命令し禁止する強制権力に対する服従義務」以外の何物

でもなかったのである。

しかし、今や事情は一変する。何よりもまず、個々の民族同胞は自己の義務を国家の制定法規から受け取るのではなく、彼らは、「共同体の分枝である (Glieder-*Sein*)」という事実そのものから、つまり立法者による決定に先立って、法律や命令の有無とはかかわりなく、あらゆる生活状況の中で一切の行動を共同体の最終目標に定位し、共同体の福利に合致させるべく義務を負っている⁽³⁵⁾。しかも、これは法的義務と区別された意味での単なる道徳的義務ではなかった。そもそも、道徳的義務と法的義務を対立させ、立法化をまっぴらしてはじめて道徳的義務が法的義務に変化すると解することは、あまりに「自由主義的な観念」にとらわれたものである、ハーメルのこうした指摘⁽³⁶⁾からも明らかのように、共同体にあっては、たとえ法律があれこれの義務を規定しようと、それは義務の創設ではなく、単なる確認でしかなかった。それも常に必要とされる作業では必ずしもなかったのである。フォルストフはいう、「民族生活の隅から隅までを法律や命令の網の目で覆いつくすことが肝要なのではない」と⁽³⁷⁾。たしかに現存在の全体的犠牲が要求される運命共同体の中で、そのために常に立法者による義務の確認が必要とされるならば、SSの機関紙の指摘をまっぴらでもなく、「法律機械を全速回転させたとしても対応しきれない」ことは自明であった⁽³⁸⁾。たとえば明文の規定がなくとも、民族同胞に對しいかなる場合であれ、共同体は、「〔法的な〕責任を有効に課することが可能である。全体的であるとともに、すべての民族同胞に向けられるかかる要求が国家の新たな本質をなす」⁽³⁹⁾。

フォルストフ等により主張されたこうした見解は、同時に、司法の見解でもあった。たとえば、ヴェツラール区裁判所は、『人種法律』制定以前、「自分はナチス主義者としてドイツ人とユダヤ人の婚姻の手助けはできない」として、明文の規定がないまま婚姻予告の公示を拒否した戸籍吏の処置を正当なものとした一九三五年六月一七日の決定の中で、そのことを明らかにしていた、「異なる人種間の婚姻を禁止する法律規定がこれまでのところ存在していない」という原告の異議

は認められない。かかる異議は典型的にユダヤ的自由主義的道德思想・法思想に由来するものである。こうした思想は、『禁じられていないことは許されている』という原則を盾にして、ドイツの法と道德をドイツ人の本性とほとんど完全に切り離し、根柢のないものとしてしまった。それに対し、ナチスの法観念、つまりドイツ人の種 (Art) に固有の法観念は、ドイツ人の種に合致した当為の法則を再びあらゆる個人に対する要請として打ち立てたのである。即ち、精神的態度、外的な生活行動を唯一もっぱら民族の福利の方向へと整序し、その利害に従属させることが要請されている。この原則は第三ライヒの現に妥当し拘束力をもった法である。⁽⁴⁰⁾

われわれはこの判決の中に、共同体における「義務」に関し、もう一つの、そしておそらくは決定的に重要な性格を見出すことが可能である、即ち、「ドイツ人の種に合致した当為の法則」がそれである。共同体への奉仕、自己犠牲、それらは「人間の顔」をしたすべての人種、すべての民族に共通する普遍的特性であるとは考えられてはいなかった。そもそも、民族のもつ「世界観」を、当該民族の人種的遺伝素質 (Erbinasse) と不可分のものであるとみなすナチズムの立場からする限り、ドイツ民族の掲げる最終目標の実現に向け、共同体がすべての構成員に求める奉仕、自己犠牲は、ドイツ人の「血」を持つ者にのみかかわる事柄であったのだから。さらに、より重要なことは、共同体への奉仕と自己犠牲それ自体が、もともとドイツ人の「血」に根ざしドイツ人にのみ固有の特性に他ならないものとみなされていたという事実である。⁽⁴¹⁾ 既に一九二〇年の或る演説の中で、ただアーリア人だけが全体への奉仕と自己犠牲を中核とする「共同体」を形成する能力を有する人種であるとの主張を展開したヒトラーは、⁽⁴²⁾ さらに『わが闘争』の中で、アーリア人の「内面的性向」の特徴として「理想主義」を挙げていた、即ち、「全体のために労働し、必要とあらば自らの生命を犠牲にしようとする」意思是、アーリア人のもっとも強風に養われてきた。アーリア人は、精神的特性そのものが最大であるのではなく、あらゆる能力を共同体に喜んで奉仕させようとする程度が最大なのである。……真の理想主義とは、個人の関心や生命

を全体に従属させること以外の何物でもない。⁽⁴³⁾」もはや明らかであろう。共同体への奉仕義務は、その履行に関し、かつて個人主義時代の義務がそうであったような意味において、外的権力による担保を必要とするような義務、即ち、「服従義務」ではなかったということである。民族の最終目標実現のため、共同体の中ですべての構成分肢に課せられる一切の義務は、ドイツ人の「血」をもつすべての人間にとって、「種に即し、種に根拠づけられた」強制されるまでもない内面からの「自明の義務」、「当然の義務」であったのだ。⁽⁴⁴⁾ 冬季救済事業への奉仕が最後まで法律上の義務とされなかったのも、あるいはドイツ民族の三大奉仕義務がいずれも「ドイツ民族に対する名誉奉仕である」と規定されたのも、そのことの具體的表現であったにちがいない。⁽⁴⁵⁾ ここでは義務の履行は、たとえそれが法律や命令によって規定されようと、「命令の遂行」でも、単なる「文言の実現」でもなかった。むしろ、それは、ドイツ民族の血の共有を前提に、最終目標の実現に向かつて民族の運命に自らの運命を自発的かつ積極的に従属させるという共同体への「信仰告白」の表現以外の何ものでもなかったのである。当時あれほどまでに喧伝された「忠誠義務」とは、まさしくかかる「信仰告白」を中核とする義務の謂に他ならなかったのだ。⁽⁴⁶⁾

共同体における一切の義務の核心には、「強制権力に対する服従」とは無縁な、ドイツ民族の血に由来する、そして、それ故にティエラックにより「もっとも重要なドイツ的遺産 (Erbgut)」であると規定された、⁽⁴⁷⁾ 「共同体への忠誠」があった。しかし、既に述べたところからも伺われるように、あれこれの個別具体的義務が「忠誠義務」としての性格をもつというだけではなかった。決定的に重要であったのは、「民族同胞であることは義務そのものである」とされた共同体において、共同体への忠誠が共同体における一定の法的身分の、ひいては共同体分肢たることとの条件そのものであると位置づけられたことであった。そのことをはじめて、法律という形でもって、ドイツ民族に明らかならしめたのが、一九三三年四月七日の『職業的官吏再建法』⁽⁴⁸⁾ であった。第四条は新たな国民国家への忠誠が官吏身分の取得と継続の条件であることを

宣言する、「従来の政治活動にてらし、常に無条件に国民国家を支持する保障を与えざる官吏は解任されうるものとする。」この要求がいまだ消極的なものでしかなかったのに対し、一九三三年二月二日の『官吏及び国防軍兵士の宣誓に関する大統領令⁽⁴⁹⁾』はより積極的な形で忠誠を求めるに至った。即ち、「私は民族と祖国に忠誠をつくし、憲法と法律を遵守し、私の職務義務を良心的に果たすことを神かけて誓います」、これが官吏の場合であった。国防軍兵士に対してはより厳しい宣誓が求められている、「私は私の民族と祖国に対し常に忠実かつ実直に奉仕し、勇敢かつ従順な兵士として何時にてもこの宣誓のために私の生命を捧げることを神かけて誓います。」官吏や国防軍兵士だけではない。従来の階級的な対立関係の克服を目的に、経営者、労働者、使用人がともに「民族の労働の受託者」として、「民族と国家の共同利益のために互いに協力し活動する」ことを定めた一九三四年一月二〇日の『国民労働秩序法⁽⁵⁰⁾』もまた、第二五条において、「経営共同体のすべての構成員」に対し、共同体への忠誠を求めている、即ち、「全構成員は、経営共同体内における自己の地位に従い、自己に課せられた義務を良心的に遂行する責任を負う。自己の行動を通じ、経営共同体における自らの地位より生ずる名誉を受けるに値することを証明すべし。とりわけ、自己の責任をたえず自覚し、全力を経営の勤務に捧げ、かつ全体の福利に奉仕しなければならない。」こうした忠誠義務の立法化の動きの中で、ドイツ民族同胞の共同体における法的身分に関し画期をなす法律となったのが、一九三五年九月一五日の『ライヒ民法⁽⁵¹⁾』であった。法律は、「ドイツライヒの保護団体に属し、これに対し特別の義務を負う」、「国籍所有者」と、「完全な政治的権利の唯一無比の担当者」としての「ライヒ公民」を明確に区別、その上で、ライヒ公民に対し民族共同体への無条件の忠誠を要請、即ち、「公民は自らの行動を通じドイツ民族及びライヒに忠誠をもって奉仕する意思と能力を有することを証明しなければならない。」これにより、法律の文言の上からも、今後、ドイツ民族共同体の構成分枝であろうとするすべてのドイツ人は、彼らの共同体内でのあれこれの身分や職業とかかわりなく、また個別の立法の有無とも無関係に、あらゆる生活状況の場において、

ナチズムの世界観を自己のものとし、民族の最終目標実現のため、共同体への自発的な奉仕と自己犠牲、即ち、「忠誠」を義務づけられるに至ったのである⁽⁵²⁾。

- (1) Zit. bei K. D. Bracher/W. Sauer/G. Schulz, "Die nationalsozialistische Machtergreifung." (1962) S. 840.
- (2) 『阪大法学』第一四五・一四六号、四五六頁参照。
- (3) I. Scholl, "Die weiße Rose." (1953 [1979]) S. 13f.
- (4) G. Usadel, "Zucht und Ordnung." (1935) S. 26f.
- (5) H. Rausching, "Die Revolution des Nihilismus." (1938 [1964]) S. 86. [菊盛他訳『ニヒリズムの革命』]; H. Glaser, "Das Dritte Reich." (1961) S. 71. [関訳『ヒトラーとナチス』]
- (6) G. Usadel, a. a. O., S. 27.
- (7) ナチスの指導者たちにとって、「行進」こそが、彼らの建設しようとした民族共同体の理想像であったことは、彼らが、繰り返して、「行進」を例にひきながら、あるべき共同体の姿を語っているところからして明らかであった。「一つの感覚、一つの心臓、一つの頭脳をもった」一四万の人間が、今日ここで私の旗を掲げ隊伍を組んで行進したように、ドイツ民族も、諸君の旗の下、諸君の旗の背後に、一団となって隊列を整えて行進する。」これは、一九三六年の党大会における政治幹部に対するヒトラーの言葉であった。「"Reden des Führers am Parteitag der Ehre 1936." (1936) S. 45.) あるいは、ゲッベルスは一九三三年の政権掌握の日、ベルリンからドイツ全土に中継されたラジオ演説の中で次のように語っていた、「一四年間の労苦が勝利によって報われた今このとき、私にとって感動的なことは、六年前、われわれが少数の同志とともに活動を開始したこの都市において、民族全体が立ち上がり、労働者、市民、農民、学生、兵士がともに行進し、一つの巨大な民族共同体が生まれたことを眼にする」ことが「*die große Aufgabe*」(ed.) H. Heiber, "Goebbels-Reden. 1932-1939." Bd. 1. (1971) S. 62f.) の他同様の発言⁽⁵³⁾である。
- "Hans Schemm Spricht." (1935) S. 69, 405f.; R. Ley, "Soldaten der Arbeit." (1938) S. 42.; R. Freisler, Deutsche Justiz. 1938. S. 1869.
- (∞) "Hans Schemm Spricht." S. 406.; A. Rosenberg, "Gestaltung der Idee." (1936) S. 303.

- (6) R. Freisler, a. a. O., S. 1870.
- (10) 「共同体の分肢」は、それが共同体の生と精神の "Mittträger" として位置づけられた限り、たとえ「独立の個人人格」でなくとも、決して統治の華なる「客体」でもなれば、無権利の「臣民」でもなくともなすべし。(K. Larenz, Deutsche Rechtswissenschaft. 1936. S. 32.; F. W. Jerusalem, "Festschrift für J. W. Hedemann." (1938) S. 118.)
- (11) R. Höhn, Deutsches Recht. 1935. S. 296f.; E. R. Huber, Zeitschrift für die gesamte Staatswissenschaft. 1936. S. 440.; U. Scheuner, "Deutsches Verwaltungsrecht." (ed.) H. Frank (1937) S. 82.; W. Frick, Reichsverwaltungsblatt. 1939. S. 45f.
- (12) OVG. Thüringen. Urt. vom 4. 3. 1936., Reichsverwaltungsblatt. 1936. S. 316f.
- (13) K. Larenz, "Grundfragen der neuen Rechtswissenschaft." (1935) S. 244.; ders., Deutsche Rechtswissenschaft. 1936. S. 33.; R. Kaimmer, "Hochschule für Politik der NSDAP. Ein Leitfadens." (1933) S. 86.
- (14) E. R. Huber, "Verfassungsrecht des Großdeutschen Reiches." (1939) S. 366.
- (15) H. Reuß, Verwaltungs Archiv. 1936. S. 224.
- (16) K. Larenz, a. a. O.; R. Kaimmer, a. a. O.
- (17) R. Kluge/H. Krüger, "Verfassung und Verwaltung im Dritten Reich." (1937) S. 5, 74, 205. ㄴㄹ U. Scheuner, a. a. O., S. 83.; F. Reinhardt, Reichssteuerblatt. 1936. S. 1046.; W. Siebert, Deutsche Rechtswissenschaft. 1936. S. 27f.
- (18) "Die Reden Hitlers am Parteitag der Freiheit 1935." (1936) S. 57.
- (19) A. a. O., S. 57f.; "Der Kongress zu Nürnberg vom 5. bis 10. September 1934." (1934) S. 164.
- (20) Die 25 Punkte des Programms des NSDAP., (ed.) W. Hofer, "Der Nationalsozialismus. Dokumente 1933-1945." (1957 [1979]) S. 28ff.; R. Freisler, Deutsches Strafrecht. 1934. S. 3.; G. Schmidt, Reichsverwaltungsblatt. 1935. S. 835.; H. Frank, Juristische Wochenschrift. 1936. S. 564.
- (21) E. Forstorf, "Der totale Staat." 2. Aufl. (1934) S. 46.
- (22) R. Höhn, "Vom Wesen der Gemeinschaft." (1934) S. 15.; (ed.) F. Gürtner, "Das kommende deutsche Strafrecht. Allgemeine Teil." (1935) S. 203.; R. Freisler, "Das neue Strafrecht." (1936) S. 39.; W. Best, "Die Deutsche Polizei."

- (1941) S.18.
- (23) "Reden des Führers am Parteitag der Ehre 1936." S.78.
- (24) "Der Kongress zu Nürnberg vom 5.bis 10.September 1934." S.163.
- (25) A.a.O.,S.163f.
- (26) R.Freisler, "Festschrift für Heinrich Lehmann zum 60.Geburtstag." (1937) S.49.
- (27) Trial of the Major War Criminals before the International Military Tribunal.Bd.27.S.457.
- (28) Völkischer Beobachter.Vom 11.11.1936.
- (29) RG.Urt.vom 3.2.1936., Juristische Wochenschrift.1936.S.1353f.; F.Oetker, "Nationalsozialistisches Handbuch für Recht und Gesetzgebung." ((ed.) H.Frank) (1935) S.1317.; W.Stuckart, "Nationalsozialistische Rechtserziehung." (1935) S.62.
- (30) (ed.) M.Domarus, "Hitler.Reden und Proklamationen." (1963) S.981.
- (31) (ed.) M.Domarus, a.a.O.,S.1923.
- (32) (ed.) M.Domarus, a.a.O.,S.1316f.
- (33) Reichsgesetzblatt.1939.Teil I.S.1609.
- (34) "Führer-Rede zum Kriegs-Winterhilfswerk 1941/1942." (1941) S.23.
- (35) (ed.) H.Frank, "Nationalsozialistische Leitsätze für ein neues deutsches Strafrecht. 1. Teil." (1935) S.20ff.; K.Larenz, "Grundfragen der neuen Rechtswissenschaft." S.241ff.; R.Freisler, Deutsches Strafrecht.1936.S.200.; E.R.Huber, "Verfassungsrecht des Großdeutschen Reiches." S.364ff.
- (36) W.Hamel, "Deutsches Verwaltungsrecht." ((ed.) H.Frank) S.383.
- (37) E.Forstoff, "Der totale Staat." 2.Aufl.S.46.
- (38) Das Schwarze Korps. Vom 15.5.1941.
- (39) E.Forstoff, a.a.O.; H.Henkel, "Strafrichter und Gesetz im neuen Staat." (1934) S.52.
- (40) AG.Wetzlar.Beschl.vom 17.6.1935., Juristische Wochenschrift.1935.S.2083.

- (41) Hitler-Rede vom 11.3.1939., Bundesarchiv Koblenz.NS. 11/28.130.; W.Frick, "Nordisches Gedankengut im Dritten Reich." (1936) S.8.; W.Darré, "Um Blut und Boden." (1941) S.317.
- (42) Hitler-Rede vom 13.8.1920., Vierteljahrshefte für Zeitgeschichte.1968.S.402ff.
- (43) A.Hitler, "Mein Kampf." (1925 [1934]) S.325f.,327f.
- (44) (ed.) H.Frank, "Nationalsozialistische Leitsätze für ein neues deutsches Strafrecht. 1. Teil." S.21f.; (ed.) H.Frank, "Nationalsozialistische Leitsätze für ein neues deutsches Strafrecht.2. Teil." (1936) S.55.
- (45) 一九三九年九月一日の開戦以降、共同体の統一と団結の保護を目的に制定された一連のいわゆる「戦時刑法」の多くもまた、刑罰威嚇とともに、あるいはそれはそれに先立つ形で、民族同胞の「自明の義務」、あるいは「自発的意思」を強調する点で、従来の刑法と明らかに一線を画する形式と内容をもつものであった。たとえば、外国の謀略宣伝からのドイツ民族体の保護を目的に、「外国放送の意図的聴取」および「報道の故意の流布」を禁じた一九三九年九月一日の『臨時ラジオ措置に関する命令』(Reichsgesetzblatt.1939.Teil I.S.1683.)は、前文において、「すべてのドイツ人が責任意識にもとづき原則として外国放送の聴取を行わないことを共同体の中で暮らす上での当然の義務とすることを期待する」と規定。フェルキッシャー・ベオバハターもまた、この『命令』の解説記事の中で、右の文言を受けた形で、「今日、外国放送の聴取が厳格な刑罰の威嚇の下におかれようと、それは自明の事柄に他ならない」とする。(Völkischer Beobachter. Vom 2.9.1939.)あるいは、国内経済の円滑な戦時体制への組み込みを目的に、「生活必需品の横流し・抑留」等に対し、死刑を含めた刑罰威嚇を定めた一九三九年九月四日の『戦時経済命令』(Reichsgesetzblatt.1939.Teil I.S.1609.)もまた、その前文において、「(軍人が祖国の防衛のために)捧げる犠牲の偉大さを思うとき、各自自国のもつ力と資材の一切を民族とライヒの用に供し、規律ある経済生活の継続を保障することは、祖国にある民族同胞すべてにとって自明の義務に他ならない」と規定。一九四〇年三月二十九日の『ドイツ民族の金属収集保護のための命令』(Reichsgesetzblatt.1940.Teil I.S.610.)は、「収集された金属の着服」等に対し死刑を規定するものであったが、この『命令』の基礎となった半月前のフェルキッシャー・ベオバハター紙上におけるゲーリングのドイツ民族に対する「金属供出」に関する「呼び掛け」は、かかる供出を「自発的意思にもとづく」行為であり、義務であるとの考えを繰り返し明らかにしていた、即ち、「(戦争遂行上必要となる種々の金属の確保は、関係官庁の手によって行われるが)かかる措置はドイツ民族全体の自発的な供出により補われなければならない。この供出によりどの程度の量の金属が集まるかは、われわれの民族

の犠牲的精神にかかっている。しかし、それは決して少ないものではないと私は承知している。……とりわけ強調されるべきは、かかる供出が絶対自発的に行われなければならないということである。……すべてのドイツ人は、心から喜んでかかる事業に参加するであろう。自発的に行われるということが、この供出に固有の本質となる。」（Völkischer Beobachter. Vom 16. 3.1940.）

(46) "Hans Schemm Spricht." S.76.; E.R.Huber, a.a.O.,S.407.; H.Stadelmann, "Die rechtliche Stellung der NS. = Volkswohlfahrt und des Winterhilfswerkes des Deutschen Volkes." (1938) S.29.

(47) G.Thierack, "Denkschrift des Zentralaussschusses der Strafrechtsabteilung der Akademie für Deutsches Recht über die Grundzüge eines Allgemeinen Deutschen Strafrechts." (1934) S.27.

(48) Reichsgesetzblatt.1933. Teil I.S.175.

(49) Reichsgesetzblatt.1933. Teil I.S.1017.

(50) Reichsgesetzblatt.1934. Teil I.S.45.

(51) Reichsgesetzblatt.1935. Teil I.S.1146.

(52) ただし、ライヒ政府は、この後も、個別の立法により、共同体への忠誠が一定身分の取得の条件であることを宣言し要求することを止めたわけではなかった。たとえば、『ライヒ医師法』（Reichsgesetzblatt.1935. Teil I.S.1433.）は、医師の使命を「民族全体の健康への奉仕」にあるとし、使命の良心的遂行と、その使命にふさわしい日常的な行動を義務づけ、あるいは、『ライヒ弁護士法』（Reichsgesetzblatt.1936. Teil I.S.107.）は、より直截的に以下の宣誓を求めている、「私は、ドイツライヒ及びドイツ民族の指導者、アドルフ・ヒトラーに忠誠を尽くし、ドイツ弁護士の義務を良心的に果たすことを神かけて誓います。」

しかし、これらの立法例から、『公民法』の規定が単なるお飾り的な精神規定にすぎなかったと結論づけることはむろん許されない。それらは、いずれも一般的なライヒ公民としての忠誠義務の具体的状況への「適用」であるか、あるいは単なる「再確認」でしかなかったのだから。ナチス指導部にとっては、本来、『公民法』による一般的な確認と宣言だけで十分であったにちがいない。